くらしに役立つ制度紹介

児童扶養手当の制度と職業訓練の活用を

米原市民報
日本共産党米原市議団
清水隆徳TEL52-1969
藤田正雄TEL55-1128
太田幸代TEL54-2286
http://www.jcp-maibarashigidan.com

子どもの貧困化が大きな問題となっています。特に、ひとり親家庭の貧困率は54．6％で、一般の子どものある家庭の貧困率16．3％の3倍以上となっています。そのような状況で、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当についてどのような制度なのか紹介します。子どもの貧困化を防ぐために改善が求められています。

【問】離婚して、昨年から児童扶養手当を受けています。8月に現況届を出さなくてはいけないと聞きましたが、これは何ですか。

【答】手当を引き続き受けるための届け出です。必要なものは児童扶養手当現況届の通知、印鑑、児童扶養手当証書、養育費などに関する申告書、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書などです。

児童扶養手当の所得制限と手当額

【問】支給額はどうなるのでしょうか。

【答】所得によって変わりますが、所得制限と手当額は表1、表2の通りです。

支給額の満額（全部支給）が1か月4万2330円です。8月から子ども2人目、3人目も所得によって手当額が変わり、全体としては増額になっています。2人目は全部支給で1万円、一部支給は9990円から5000円までです。役所は税金申告で所得を把握していますので、見通しを教えてくれます。

【問】知り合いが、「収入が増えて手当をもらえないので、提出しない」といいます。大丈夫なのでしょうか。

【答】収入が増えるのは喜ばしいことなのに、支給されなくなるのはひどい話です。2003年度から所得によって10円刻みの支給額にし、5年間、所得基準を超えたら、または現況届の提出が2年間なければ支給を停止する改悪が行われました。忙しくて出しそびれることがあるため、十分気をつけましょう。

手当の一部支給停止と「働く意欲」

【問】児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書とは、何ですか。

【答】手当の一部支給停止は、手当を受給できるようになった月から5年、または支給要件に該当した月から起算して7年を経過したときは、手当額を最大半分まで減額する内容で改悪法に盛り込まれました。多くの団体の反対運動で実施を凍結しましたが、「働く意欲のない人」は手当を2分の1にしました。「意欲がある」証明として、雇用証明書、求職活動をしている人はその証明になるものなどを提出することが必要です。

訓練手当が出る職業訓練

【問】職業訓練をしてスキルを上げたいと思いますが、活用できる制度はありますか。

【答】ハローワークは職業相談や仕事の紹介、職業訓練を行っています。母親向けにマザーズハローワークやマザーズコーナーが設置されています。国や作道府県が行う職業訓練では、託児サービスを付加した委託訓練が実施されています。

公共職業訓練では、通常の訓練コースに加え、①託児サービスのある委託訓練、②就職の準備段階としての準備講習付きの職業訓練などを実施しています。訓練科目は家政科、OA事務科、経理事務科、ホームヘルパー2級などがあります。訓練期間は3か月から6か月程度です。

【問】費用は。

【答】費用は無料です。母子家庭や寡婦になって3年以内で、訓練を受けている人の課税対象となる所得が301万円（扶養1人につきプラス38万円）以下であれば、訓練手当が支給されます。手当額は1日につき1級地は4310円、2級地は3930円、3級地は3530円でその月の日数分、受講手当は1日500円の出席日数分、通所手当は実費（月上限4万2500円）が支給されます。このほか、就業相談、就業促進活動、相談関係者の支援活動をする「自立支援事業」があります。

扶養親族数	全部支給・本人所得	一部支給・本人所得	扶養義務者等所得
0人	190,000	1,920,000	2,360,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000

児童1人の場合・全部支給	42,330
児童1人の場合・一部支給	所得により42,320～9,990
児童2人以上・2番目	10,000
〃　・一部支給	9,990～5,000
〃　・3番目以降	6,000
〃　・一部支給	5,990～3,000

※上表
所得による支給制限
（扶養1人につき38万加算）
※左表
手当額（2016年8月以降）

雑感

先日8月6日にジョイいぶきで米原市平和祈念式典が開催され出席しました。米原市非核平和都市宣言が中学生により朗読され、そのあと市長の式辞や米原市遺族会会長の「呼びかけ」が述べられました。6日は広島に原爆が投下された日であり、そして平和憲法を守り続けることの大切さが、述べられました。9月に強行可決し、本年3月に施行されの「平和安全関連法」が成立し、日本の行使に道を開き、さの「平和主義、立憲主義を破壊するものとして不安が出た。「集団的自衛権」は、憲法禁止されてきた「国民連合政府」の実現を訴えました。新たな戦死者を出さないため日本共産党は、現を訴えています。